

支援措置対象者に係る戸籍の附票の写しの誤交付について

住民基本台帳事務における支援措置対象者の戸籍の附票の写しを相手方代理人（弁護士）に誤って交付してしまう事案が発生しましたので公表します。

関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。このたびの事態を重く受け止め事務処理方法の見直し及び確認体制の強化を図り、全力で再発防止に取り組んでまいります。

※支援措置とはDV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者を守るため申出者が指定する相手に対して申出者の住所が記載されている書類（住民票の写しや戸籍の附票の写し等）の交付を制限する制度

■概要

令和8年6月1日、戸籍の附票の写しを郵送請求におきまして相手方代理人（弁護士）に対して誤って交付してしまいました。

同月11日に支援措置対象者の問合せにより誤交付が判明しました。

■事案発生後の対応

支援措置対象者には当市の誤りで発行したことを謝罪し状況を説明しました。

また管轄の警察署に安全確保について対応を依頼するとともに関係自治体にも連絡を入れ状況を説明しました。

なお、誤交付先の相手方代理人（弁護士）から依頼人である相手方には住所情報が共有されていないことを確認しており、誤交付した戸籍の附票の写しは速やかに回収しました。

■事務処理を誤った原因

戸籍システムに警告処理は行っていたものの、発行禁止措置を講じていなかったこと、また審査段階において支援措置申出者にかかる証明書を発行不可とする確認体制が十分でなかったことから発生したものです。

■再発防止策

- ・支援措置対象者の証明書を戸籍システム上で「注意喚起」のポップアップ表示だけでなく「発行禁止」とし、発行の際は支援措置責任者の承諾を必要とします。
- ・証明書発行業務における支援措置対象者の確認手順を整理し、業務マニュアルへ明記することで担当職員が適切に事務処理を行えるように徹底します。

本リリースに関するお問い合わせ先
南丹市 市民部 市民課 担当：藤林 TEL0771-68-0005